

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		
共 第 102 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	洲本市由良地先	※	由良町漁協	
	"	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域			
	"	あまのり漁業	11月1日から4月30日まで	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ、オ及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	点の位置			
	"	いざす漁業	5月1日から9月30日まで	A 最大高潮時海岸線における洲本市上灘・由良界			
	"	ふのり漁業	1月1日から6月30日まで	B 洲本市由良生石崎南端			
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	C 洲本市由良成ヶ島なまこ岩中央			
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	D 洲本市由良成ヶ島北東端			
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	E 最大高潮時海岸線における洲本市内田・小路谷界			
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから156度1,000メートルの点			
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから119度1,000メートルの点			
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Cから84度1,200メートルの点			
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで	エ Dから64度1,000メートルの点			
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで	オ Bから73度1,700メートルの点			
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで	制限区域 点B、イ、ウ、エ、オ及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
		第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付 記

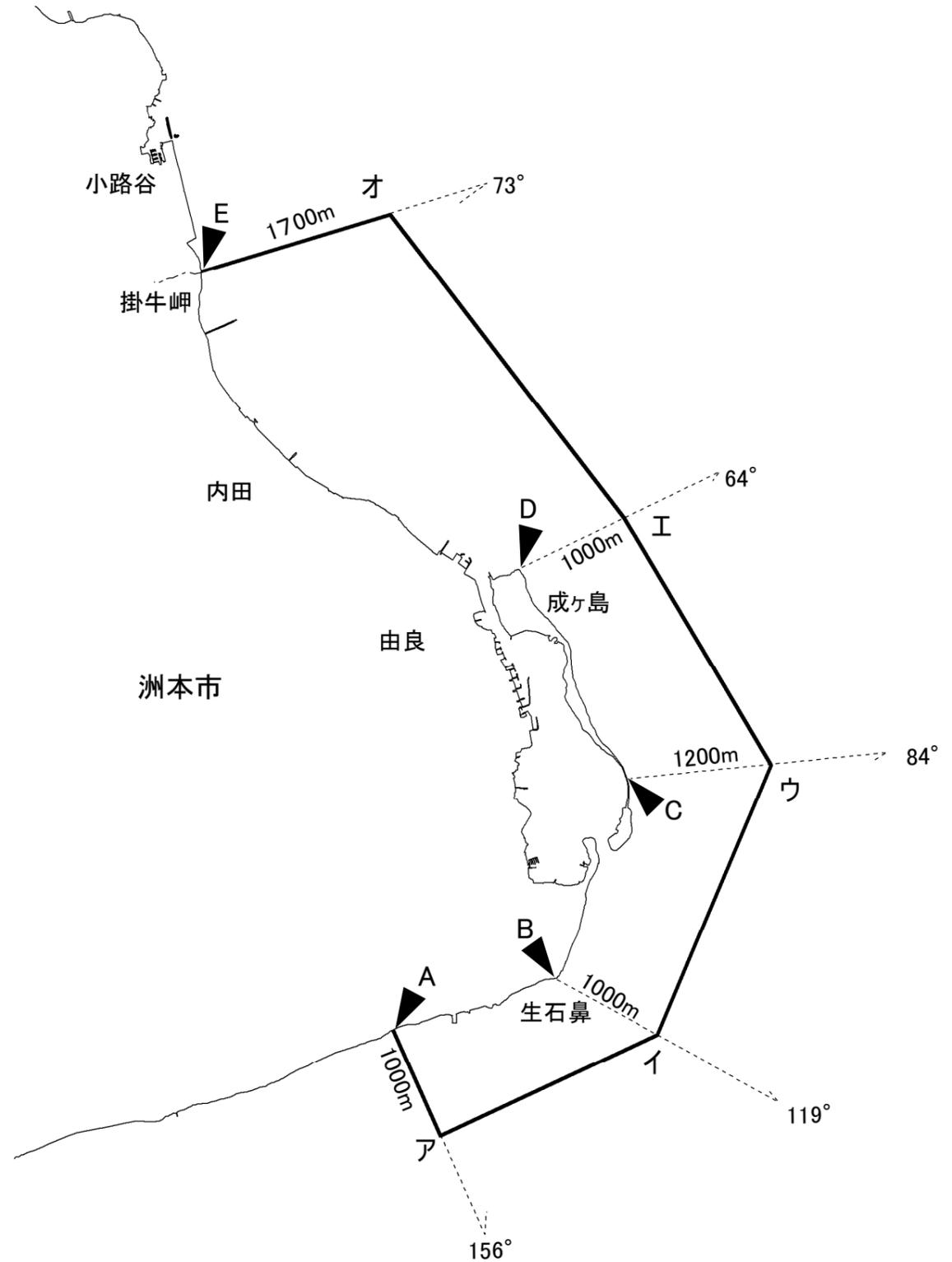
※ 制限又は条件

- (1) 潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
- (2) 制限区域及び次の制限期間並びに制限時間内においては潜水漁法（通称はだかもぐり）により操業してはならない。
 - ①制限期間 1月1日から2月末日まで
 - ②制限時間 午後1時から翌午前10時まで
- (3) わかめ漁業てんぐさ漁業及びたこ漁業は潜水漁法により操業してはならない。
- (4) 増殖をしなければならない。

免許番号 共第102号
 漁場の位置 洲本市由良地先
 漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ、オ及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 点の位置
 A 最大高潮時海岸線における洲本市上灘・由良界
 B 洲本市由良生石崎南端
 C 洲本市由良成ヶ島なまこ岩中央
 D 洲本市由良成ヶ島北東端
 E 最大高潮時海岸線における洲本市内田・小路谷界
 ア Aから156度1,000メートルの点
 イ Bから119度1,000メートルの点
 ウ Cから84度1,200メートルの点
 エ Dから64度1,000メートルの点
 オ Bから73度1,700メートルの点

制限区域
 点B、イ、ウ、エ、オ及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域



平成25年9月1日 免許
共第102号漁場

